

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 234 条第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 8 年 9 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一



1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

令和 8 年度道路賠償責任保険

(2) 契約期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 5 月 1 日まで

(3) 委託内容

鹿児島県が管理する国道、県道及び臨港道路の設置・管理瑕疵による損害賠償保険

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

(2) 競争入札の参加者の資格に関する公告に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

なお、今年度において同種・同規模の競争入札の資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者は、本入札における入札の参加資格審査を要しない。

(3) 競争入札参加資格申請書の提出期限の日から入札書受理期間までの間において、指名停止の措置を鹿児島県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) 当該業務を確実に履行できる者であること。

(5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人

又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札参加資格を得るために必要な方法

入札を希望する者は、競争入札の参加者の資格に関する公告に定める審査申請書に必要な事項を記載のうえ、次の提出場所に提出すること。

申請書の交付先、提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県土木部道路維持課管理係

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3566

ファックス番号 099-286-5623

メールアドレス rm-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、令和 8 年度道路賠償責任保険契約に係る保険料を見積もることとし、入札書には保険料の総額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された保険料率に当該保険料率の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 9 月 25 日（金） 午前 10 時

イ 場所 鹿児島県庁 行政庁舎 14 階 14-A-1 会議室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所、交付期限及び交付の請求方法

（ア）場所 3 の提出場所に同じ

（イ）期限 令和 8 年 9 月 16 日（水） 午後 5 時まで

（ウ）請求方法 入札説明書の交付の請求は、直接又はメール、郵便若しくは信書便の送付によることとし、電話及びファックスによる請求は認めない。

なお、郵便又は信書便の送付で交付の請求をする場合は、140 円分の切手を貼った宛先明記の返信用角形 2 号封筒を必ず同封し、（ア）の交付場所に対し、令和 8 年 9 月 15 日（火）までに必着するよう請求すること。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、契約



担当者が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形、郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る）でも可）を、入札説明書に定める方法により、入札書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

また、イに掲げる書面提出により入札保証金の免除を受けようとする者は、令和8年9月24日（木）午後5時までに提出を行うこと。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保証証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年（入札日の前日から前々年度まで）の間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形、郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る）でも可）を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保証証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年（入札日の前日から前々年度まで）の間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

6 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除修正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札



- (6) 民法（明治 29 年法律 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過小の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案及び所定の口座振替申込書を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県土木部道路維持課管理係

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3566

ファックス番号 099-286-5623

メールアドレス rm-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

